

## 静止衛星データ利用技術懇談会運営要領

気象庁は、次期静止衛星の観測機能を最大限に活用し、台風や局地的な大雨などの顕著現象の実況監視能力の向上、数値予報モデルの予測精度の向上、さらに30年以上に及ぶこれまでの静止気象衛星観測データと組み合わせた気候変動の監視やメカニズム解明など、自然災害の軽減や地球環境問題への対応などに大きく貢献させることを目指している。

このため、国内外の衛星データ利用者のニーズ及び研究・開発の動向をふまえた新たな調査・研究課題等について長期的な視点からの助言を得るとともに意見交換を行い、我が国の静止衛星データの利用推進を計ることを目的として、下記により静止衛星データ利用技術懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### 記

#### （任務）

1 懇談会の任務は、次の通りとする。

- (1) 国内外の衛星データ利用者のニーズ及び研究・開発の動向を踏まえた新たな調査・研究課題等について助言すること。
- (2) 静止衛星の観測データの利用技術の進展及び知識の向上に資すること。

#### （活動成果のとりまとめ）

2 懇談会で行った活動の成果は、必要の都度、懇談会が取りまとめるとともに、積極的に社会への還元を図る。

#### （座長等）

- 3 懇談会は、委員および気象庁出席者で構成する。
- 4 懇談会に座長および副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 懇談会の運営上必要があると認めるときは、座長は委員以外のものを参加させることができる。

#### （委嘱）

6 委員は観測部長が委嘱する。

#### （招集）

7 懇談会は、必要に応じて座長が招集する。

#### （公開）

8 懇談会は原則公開とし、議事概要を後日気象庁ホームページで公開する。

#### （庶務）

9 懇談会の庶務は、気象庁観測部気象衛星課において処理する。

#### （細目的事項）

この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が懇談会にはかって定める。